

自治体職員のための政策法務入門

～公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して～

代執行費用の強制徴収手続⑤

鹿児島大学教授
宇那木正寛

今回のポイント!

代執行費用の納付を命じたにもかかわらず、これが納付されなかった場合の強制徴収手続について、第44回から解説しています。なお、督促前の徴収手続については、本誌連載第41回～第43回を参照して下さい。

⑧ 延滞金

納付期限に遅れて納付される代執行費用については、各自治体の定める条例により延滞金を徴収することができます。延滞金とは主たる債務に付帯して生ずる従たる債務のことです。私法上の債務における遅延利息に相当します。延滞金は、各自治体の条例の定めるところにより徴収されます（自治法第231条の3第2項）。例えば、岡山市分担金その他収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例第5条にその定めがあります。

【地方自治法第231条の3】

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

【岡山市分担金その他収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例】

(延滞金)

第5条 第2条の規定によつて督促状を発送した場合においては、納期限の翌日から収入金完納の日までの期間の日数に応じ、年14・6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7・3パーセント）の割合をもつて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収しなければならない。なお、延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる徴収金に10000円未満の端数があるとき又はその徴収金の全額が20000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て

る。ただし、延滞金の確定金額に1000円未満の端数があるとき、又はその全額が1000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(年当りの割合の基礎となる日数)

第6条 前条に定める延滞金の額の計算につき同条に定める年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当りの割合とする。

2 前項に定める年当りの割合に関する規定は、貸付金の償還その他私法上の収入金の利息及び延滞金並びに還付金その他の市の交付金に付する利息の計算についても、これを適用する。

(延滞金の減免)

第7条 第5条の規定によつて延滞金を納付しなければならぬものうち収入金を納期限までに納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認められた場合は、これを減免することができる。

9 徴収猶予

(1) 徴収猶予の意義と要件

徴収猶予とは、納付義務者について、①納付義務者の財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき、②納付義務者又はこれらの者と生計を一緒にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき、③納付義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき、④納付義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき、⑤これらのいづれかに該当する事実と認められる事実があつたときに、その納付が困難と認められる限度において、納付義務者からの申請に基づき、その納付を猶予する制度です(地税法第15条)。徴収猶予は納付緩和制度の一つとして位置付けられます。前述の執行停止制度も納付緩和制度の一つです。

猶予期間中、条例に定めるところにより分割し納付させることができます(同条第3項)。猶予できる期間は1年ですが(同条第1項)、当該徴収の猶予をした期間内に当該徴収の猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その期間を延長することができます(同

条第4項)。ただし、その期間は、既にその者につき徴収の猶予をした期間と合わせて2年を超えることができません(同条第4項)。

【地税法】

(徴収猶予の要件等)

第15条 地方団体の長は、次の各号のいづれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

(1) 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかつたとき。

(2) 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。

(3) 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。

(4) 納税者又は特別徴収義務者がその

事業につき著しい損失を受けたとき。

(5) 前各号のいずれかに該当する事実
に類する事実があつたとき。

2 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者につき、当該地方団体に係る地方団体の徴収金の法定納期限（随時に課する地方税については、その地方税を課することができるとなつた日）から1年を経過した日以後にその納付し、又は納入すべき額が確定した場合において、その納付し、又は納入すべき当該地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、当該地方団体の徴収金の納期限内にされたその者の申請に基づき、その納期限から1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

3 地方団体の長は、前2項の規定による徴収の猶予（以下この章において「徴収の猶予」という。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受け

る者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。

4 地方団体の長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予をした期間内に当該徴収の猶予をした金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき徴収の猶予をした期間と合わせて2年を超えることができない。

5 地方団体の長は、前項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この章において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予期間の延長に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。

前記のように猶予期間中、条例に定めるところにより分割し納付させることができます（地税法第15条第3項）。例えば、鹿児島市税条例第5条の2では、分割方法などについてその定めがあります。

【鹿児島市税条例】

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第5条の2 法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予をする期間内において、その猶予に係る金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

徴収猶予の場合には、その猶予に係る金額に相当する担保を徴しますが、担保を徴する必要がある場合を条例で定めることができず（地税法第16条第1項）。例えば、鹿児島市の場合、①猶予に係る金額が100万円以下である場合、②猶予期間が3月以内である場合、又は③担保を徴することができない特別の事情がある場合には、担保を徴する必要がないとされています（鹿児島市税条例第5条の6参照）。

【地方税法】

（担保の徴収）

第16条 地方団体の長は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額、期間その他の事情を勘案して担保を徴する必要がない場合として当該地方団体の条例で定める場合は、この限りでない。

（1）国債及び地方債

（2）地方団体の長が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人が

発行する債券を含む。）その他の有価証券

（3）土地

（4）保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械

（5）鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団

（6）地方団体の長が確実と認める保証人の保証

24 略

【鹿児島市税条例】

（担保を徴する必要がない場合）

第5条の6 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

（2）徴収猶予の効果

徴収猶予を行った場合には次のような効果があります。すなわち、①督促及び滞納処分（交付要求は除く）が禁止され（地税法第15条の2の3第1項）、②徴収猶予に係る徴収金について差し押さえた財産がある場合に

は、その猶予を受けた者の申請によりその解除をすることができ（同条第2項）、③猶予期間中の延滞金については免除されます（地税法第15条の9第1項・第2項）。

【地方税法】

（徴収猶予の効果）

第15条の2の3 地方団体の長は、徴収の猶予をしたときは、当該徴収の猶予をした期間内は、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金について、新たに督促及び滞納処分（交付要求を除く。）をすることができない。

2 地方団体の長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金について差し押さえた財産があるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請により、その差し押えを解除することができる。

3・4 略

こうした徴収猶予の申請は、債務の承認に当たり、時効更新の効力を有します（自治法第236条第3項による、民法第152条の準用）。

【地方自治法】

（金銭債権の消滅時効）

第236条 金銭の給付を目的とする普通
地方公共団体の権利は、時効に関し他の
法律に定めがあるものを除くほか、これ
を行使することができる時から5年間に
使しないときは、時効によつて消滅する。
普通地方公共団体に対する権利で、金銭
の給付を目的とするものについても、ま
た同様とする。

2 略

3 金銭の給付を目的とする普通地方公共
団体の権利について、消滅時効の完成猶
予、更新その他の事項（前項に規定する
事項を除く。）に関し、適用すべき法律
の規定がないときは、民法（明治29年法
律第89号）の規定を準用する。普通地方
公共団体に対する権利で、金銭の給付を
目的とするものについても、また同様と
する。

4 略

【民法】

（承認による時効の更新）

第152条 時効は、権利の承認があつた
ときは、その時から新たにその進行を始
める。

2 前項の承認をするには、相手方の権利
についての処分につき行為能力の制限を

受けていないこと又は権限があることを
要しない。

なお、納入の通知及び督促（自治法第
231条の3第4項）も時効更新の効力を有
します（自治法第236条第4項）。

【地方自治法第236条】

4 法令の規定により普通地方公共団体が
する納入の通知及び督促は、時効の更新
の効力を有する。

また、滞納処分による差押え（自治法第
236条第3項による、民法第148条第1項
第1号の準用）も時効更新の効力を有します。

【民法】

（強制執行等による時効の完成猶予及び更
新）

第148条 次に掲げる事由がある場合に
は、その事由が終了する（申立ての取下
げ又は法律の規定に従わないことによる
取消しによつてその事由が終了した場合
にあつては、その終了の時から6箇月を経
過する）までの間は、時効は、完成しない。

- (1) 強制執行
- (2) 担保権の実行

(3) 民事執行法（昭和54年法律第4号）
第195条に規定する担保権の実行と
しての競売の例による競売

(4) 民事執行法第196条に規定する
財産開示手続又は同法第204条に規
定する第三者からの情報取得手続

2 前項の場合には、時効は、同項各号に
掲げる事由が終了した時から新たにその
進行を始める。ただし、申立ての取下げ
又は法律の規定に従わないことによる取
消しによつてその事由が終了した場合
は、この限りでない。

自治体を債権者とする代執行債権の消滅時
効は、これを行使し得るときから5年です（自
治法第236条）。具体的には、納付命令の
納付期限日から5年となります。また、時効
の完成のためには、民法とは異なり、債務者
による時効の援用（＝債務者による時効の利
益を享受する旨の意思表示）は必要ありませ
ん。また、債務者は、時効の利益を放棄する
こともできません（自治法第236条）。

【地方自治法第236条】

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共
団体の権利の時効による消滅について
は、法律に特別の定めがある場合を除く

ほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

分納誓約

10

徴収猶予の制度に類似する制度として分納誓約があります。滞納者が指定の期限までに納付することができない事由があり、かつ、納付について誠意が認められる場合には、滞納者からの申出により分納誓約で対応することが徴収において有効です。分納誓約は、法律に定める制度ではありませんが、徴収実務ではよく利用されています。

徴収猶予は、原則として、担保の提供が必要とされ、また、猶予期間が最長2年であるなど要件は厳しくなっています。他方、前述のように延滞金の免除や猶予期間中の滞納処分禁止など効果があります。これに対して、分納誓約は、延滞金の免除や猶予期間中の滞納処分の禁止など効果はありませんが、滞納者の経済事情に応じて担保を徴することなく、また、納付期間についても柔軟に対応できるといふメリットがあります。なお、分納

誓約の申請も徴収猶予の申請とともに、債務の「承認」として時効更新の効果を有することはいままでもありません。

【民法】

（承認による時効の更新）

第152条 時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める。

2 前項の承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないこと又は権限があることを要しない。

なお、分納誓約書の一例を示すと図表6のようになります。

注

（17）時効の利益の放棄の自由を認めることは自治体の債権債務関係をいつまでも不確定にするため、時効の利益を確定的に享受すべきこととされている（松本英昭『新版 逐条地方自治法（第9次改訂版）』（学陽書房、2017）980頁参照）。

図表6 納付誓約書兼債務承認書の例

行政代執行費用納付誓約書兼債務承認書

令和〇年〇月〇日

〇〇市長 様

住 所
氏 名

下記滞納行政代執行費用については、私にその納付の義務があることを承認します。
本件行政代執行費用については、この支払い計画に沿って納付を誓約いたします。
なお、これに反した場合には、いかなる滞納処分を受けても異議はありません。

記

1. 滞納額

〇〇〇〇〇円

2. 納付計画

	(納付期限)	(納付額)
第1回	令和〇年〇月〇日	〇〇〇〇〇円
第2回	令和〇年〇月〇日	〇〇〇〇〇円
第3回	令和〇年〇月〇日	〇〇〇〇〇円
第4回	令和〇年〇月〇日	〇〇〇〇〇円
第5回	令和〇年〇月〇日	〇〇〇〇〇円